

第4期（平成27～29年度）

藤岡市障害福祉計画

平成27年3月

藤 岡 市

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の性格 1
- 3 計画の期間 2

第2章 計画の基本理念

- 1 基本理念 3
- 2 平成29年度の数値目標の設定 4
- 3 地域生活支援拠点等の整備 5

第3章 障害福祉サービスにおける見込み量と方策

- 1 訪問系サービス 7
- 2 日中活動系サービス 8
- 3 居住系サービス 9
- 4 相談支援 10
- 5 障害児支援 11

第4章 地域生活支援事業

- 1 理解促進・研修啓発事業 13
- 2 自発的活動支援事業 13
- 3 相談支援事業 13
- 4 成年後見制度利用支援事業 15
- 5 成年後見制度法人後見支援事業 15
- 6 意思疎通支援事業 15
- 7 日常生活用具給付等事業 16
- 8 手話奉仕員養成研修事業 17
- 9 移動支援事業 18
- 10 地域活動支援センター事業 18
- 11 その他事業 19

第5章 計画の推進

- 1 計画推進のために 21

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

第4期藤岡市障害福祉計画（以下、「本計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第1条の2に規定する「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき策定するものです。

また、本計画は国の定める基本指針に即し、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の各種サービスが計画的に提供されるよう障害福祉サービス等に関する数値目標の設定や各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

【障害者総合支援法】

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

（以下省略）

2 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「藤岡市障害者計画」、社会福祉法第107条の規定に基づく「藤岡市地域福祉計画」、なおかつ本市の最上位計画である「第4次藤岡市総合計画」との整合性を図りながら策定しました。

3 計画の期間

市町村障害福祉計画は、3年を1期として策定するもので、第4期藤岡市障害福祉計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

【計画の期間】

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1期藤岡市障害福祉計画			第2期藤岡市障害福祉計画			第3期藤岡市障害福祉計画			第4期藤岡市障害福祉計画		
		見直し			見直し			見直し			

第2章 計画の基本理念

1 基本理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者総合支援法を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して策定しました。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの実施主体の基本を市町村とし、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な病気であって障害者総合支援法施行令別表に掲げるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者という。）であって18歳以上の者及び障害児とし、サービスの充実を図るとともに都道府県の適切な支援等を通じて地域間で格差が無いように障害福祉サービスの均衡を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

2 平成29年度の数値目標の設定

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため平成29年度を目標年度とし、現状を踏まえ、今までの取り組みを更に推進し、必要なサービス量及び数値目標を次のように設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【基本指針】

施設入所者の地域移行については、平成29年度末までに平成25年度末の施設入所者数の12%以上を目標数値とする。

また、施設入所者数の削減についても平成25年度末時点の入所者数4%以上を削減目標とすることを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定する。

平成25年度末の施設入所者数は87人ですが、平成29年度末までの地域生活移行者数(グループホーム、家庭等)を11人と見込みました。

また、平成29年度末の最終的な施設入所者数については、地域生活移行者及び新規入所者数を考慮して82人として最終的な削減数を5人としました。

【目標値の設定】

項目	数値	考え方
施設入所者数	87人	平成25年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者数	11人	平成29年度末までに施設入所からグループホーム、家庭等へ地域生活に移行する者の数
施設入所者数	82人	平成29年度末時点での施設入所者見込み数
施設入所者削減見込み	5人	平成29年度末時点での施設入所者の削減見込み数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

【基本指針】

福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とするとともに、就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数の6割以上増加し、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としつつ地域の実情に応じた目標を設定する。

平成24年度における一般就労への移行者数は2人であり、平成29年度末までの一般就労移行者の目標値を4人と見込みました。

また、平成29年度末の就労移行支援事業所の利用者数は14人と見込みました。

なお、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることが基本方針ではあるが、地域に就労移行支援事業所が存在しないため、群馬県の目標値に協力できるよう就労移行支援事業の設置に向け、民間事業所の育成等に努めます。

【目標値の設定】

項目	数値	考え方
一般就労移行者数	2人	平成24年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
一般就労移行者数	4人	平成29年度までに福祉施設を退所し、一般就労する者の数
就労移行支援事業利用者数	8人	平成25年度末時点の利用者数
就労移行支援事業利用者数	14人	平成29年度末時点の利用者数
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	0割	平成26年度当初で就労移行支援事業所が存在しないため

3 地域生活支援拠点等の整備

障害者の地域生活の支援については、障害者の高齢化や親亡き後等を見据え、障害者の地域生活を支援する次の機能・役割をもった拠点整備を図り、地域における課題や障害者のニーズ、既存の障害福祉サ

第2章 計画の基本理念

ービス等の整備状況などに応じ、藤岡市障害者自立支援協議会等により検討を行い、地域に分散する機関を活かし整備します。

- ①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談
- ②1人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ③ショートステイの利便性。対応力の向上等による緊急時の受入れ体制の確保
- ④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談	検討	検討	実施
1人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供	検討	検討	実施
ショートステイの利便性。対応力の向上等による、緊急時の受入れ体制の確保	検討	検討	実施
人材の確保・養成・連携等による専門性の確保	検討	検討	実施
サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり	検討	検討	実施

第3章 障害福祉サービスにおける

見込み量と方策

1 訪問系サービス

(1) 事業内容

ホームヘルパー等が障害者の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な支援を行います。

サービス名称	事業内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活上の支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護が必要な方に入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援など総合的な支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行います。
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の外出支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要がとても高い方に、居宅介護など複数の支援を包括的にを行います。

(2) サービス見込み量の算定方法

現在の利用者数を基礎として、今後の障害者のニーズ、近年の利用者の伸び等を考慮して5つのサービスを一体として見込みました。

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月
居宅介護	70	799	78	890	86	981
重度訪問介護						
同行援護						
行動援護						
重度障害者等包括支援						

(3) 見込み量を確保するための方策

自宅で生活している障害者及び施設入所等から地域生活へ移行してくる障害者の自立を支援していくために、市内のサービス事業所などと連携しニーズに応じたサービス提供体制の確保を目指します。

2 日中活動系サービス

(1) 事業内容

主に日中において、通所施設等において必要な介護や訓練等の支援を行います。

サービス名称	事業内容
生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護が必要な方に、その介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害の方に一定期間、身体機能向上のために、必要な訓練やその他の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害・精神障害の方に一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する方に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型（雇成型）とB型（非雇成型）の類型があります。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) サービス見込み量の算定方法

現在の利用者数を基礎として、今後の障害者のニーズ、近年の利用者の伸び等を考慮して見込みました。

（1人あたりの利用日数を22日で換算）

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
生活介護	146	3,212	149	3,278	152	3,344
自立訓練（機能訓練）	1	22	2	44	2	44
自立訓練（生活訓練）	2	44	3	66	3	66

第3章 障害福祉サービスにおける見込み量と方策

(1人あたりの利用日数を22日で換算)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
就労移行支援	11	242	13	286	14	308
就労継続支援(A型)	13	286	25	550	28	616
就労継続支援(B型)	110	2,420	115	2,530	118	2,596

(1人あたりの利用日数を5日で換算)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
短期入所(ショートステイ)	26	130	28	140	30	150

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人/月	人/月	人/月
療養介護	13	14	14

(3) 見込み量を確保するための方策

地域生活を進めていくためには、日中活動の場が必要になります。そのためにサービス利用希望者を把握するとともに市内外の障害福祉サービス事業者の情報を広く提供していきます。

「就労移行支援」や「就労継続支援」事業については、地域の関係機関や団体と連携しながら雇用先の確保や就労継続の支援に努めるとともに、自立した地域生活が可能となるよう工賃の確保も考慮していきます。また、特別支援学校等の卒業生の一般就労も促進していきます。

3 居住系サービス

(1) 事業内容

主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な支援を行います。

第3章 障害福祉サービスにおける見込み量と方策

サービス名称	事業内容
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活向上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。
宿泊型自立訓練	一定期間、居住の場を提供し、主に夜間において生活能力向上のために必要な訓練を行います。

（２）サービス見込み量の算定方法

現在の利用者数を基礎として、今後の障害者のニーズ、近年の利用者の伸び等を考慮して見込みました。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	人/月	人/月	人/月
共同生活援助（グループホーム）	59	61	63
施設入所支援	87	84	82
宿泊型自立訓練	1	2	2

（３）見込み量を確保するための方策

共同生活援助（グループホーム）については、今後整備が必要となるため、民間事業者の育成や事業実施を働きかけ生活の場の確保に努め、市営住宅や空き家などの活用も検討し、地域の理解を深めながら整備を推進していきます。

また、施設入所支援・宿泊型自立訓練については、サービスを必要とする人が適切な利用ができるよう努めていきます。

4 相談支援

（１）サービスの内容

障害者や障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

サービス名称	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用の調整を必要とする方に対し、サービス等利用計画書を作成や一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

第3章 障害福祉サービスにおける見込み量と方策

サービス名称	事業内容
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	施設や病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した障害者に対して、常時の連絡体制の確保等の支援を行います。

(2) サービス見込み量の算定方法

現在の利用者数を基礎として、今後の利用者の伸び等を考慮して見込みました。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	人/月	人/月	人/月
計画相談支援	31	32	33
地域移行支援	2	2	2
地域定着支援	4	4	4

(3) 見込み量を確保するための方策

利用者本位の相談及び支援ができるよう、相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関のネットワーク化を進め、広範な相談支援体制を構築していきます。

5 障害児支援

(1) サービスの内容

障害児支援とは、主に放課後支援や療育において必要な支援等を行います。

サービス名称	事業内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援その他必要な支援を行います。

第3章 障害福祉サービスにおける見込み量と方策

医療型児童発達支援	児童発達支援及び身体状況により、治療を行います。
児童入所支援 (福祉型・医療型)	日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。
障害児相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する前に障害児支援利用計画の作成や一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

(2) サービス見込み量の算定方法

現在の利用者数を基礎として、今後の障害者のニーズ、近年の利用者の伸び等を考慮して見込みました。

(1人あたりの利用日数を22日で換算)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月
児童発達支援	21	462	21	462	22	484
放課後等デイサービス	69	1,518	80	1,760	84	1,848
保育所等訪問支援	2	6	2	6	3	9
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人/月	人/月	人/月
福祉型児童入所支援	2	2	2
医療型児童入所支援	5	5	5
障害児相談支援	9	9	10

(3) 見込み量を確保するための方策

障害児が必要な支援を受けられることができるよう民間事業者の育成、事業実施を働きかけ、障害児支援の充実を図っていきます。

第4章 地域生活支援事業

1 理解促進・研修啓発事業

(1) 事業実施に関する考え方

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害特性に応じた教室や広報活動を行い、地域の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進・研修啓発事業	実施	実施	実施

2 自発的活動支援事業

(1) 事業実施に関する考え方

障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう障害者等、その家族、地域住民等による自発的な活動に対する支援を行います。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	検討	実施	実施

3 相談支援事業

(1) 事業実施に関する考え方

①障害者相談支援事業

福祉に関する様々な問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業の実施にあたり特に必要と認められる専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、また、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を行い相談支援事業の強化を図ります。

③住宅入居等支援事業

入居を希望する障害者等が、保証人がいない等の理由により入居困難な場合、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等へ

の相談・助言を通じて障害者等の地域生活の支援を行います。

(2) サービス見込み量

① 障害者相談支援事業

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	2	3	3
基幹相談支援センター	検討	検討	実施

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施

③ 住宅入居等支援事業

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅入居等支援事業	検討	検討	実施

(3) 見込み量を確保するための方策

相談支援事業については、社会福祉法人「かな会」に委託し、身体・知的障害等の方に対し利用者本位の支援活動が実施できるよう、各障害福祉サービス事業所との連携を図りながら必要な支援を行っています。

また、平成19年度からは、社会福祉法人「青和会」に相談支援機能強化事業として委託し、専門的職員（保健師）が精神障害者を対象に本人の生活状況などに応じ各種サービスの利用ができるよう支援活動を実施しています。

今後においても、相談支援事業者、各障害福祉サービス事業者、関係機関等とのネットワーク化を推進し、総合的な相談支援体制の整備を図りつつ「藤岡市障害者自立支援協議会」においても、その体制のあり方を協議・検討していきます。

4 成年後見制度利用支援事業

(1) 事業実施に関する考え方

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有利であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を勧め、障害者の権利擁護を図ります。

(2) 実施見込み量の算定方法

今までの利用者数を基礎として、今後の利用者数を見込みました。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

(3) 見込み量を確保するための方策

判断能力が不十分な方とその保護者等へ周知を行い、制度に対する理解を深めてもらうとともに支援を必要としている方への働きかけを行います。

5 成年後見制度法人後見支援事業

(1) 事業実施に関する考え方

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、法人後見を行う事業所の立ち上げを支援します。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	検討	検討	実施

6 意思疎通支援事業

(1) 事業実施に関する考え方

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の設置・派遣等を行い、聴覚障害者の自立した日常生活又は社会生活の推進に努めます。

(2) 実施見込み量の算定方法

平成25年度の実績と26年度の利用状況を考慮して、利用件数を

見込みました。

単位：人

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	148	193	252
手話通訳者設置事業	52	68	89

(3) 見込み量を確保するための方策

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザや登録手話通訳者と委託し継続していきます。

また、手話通訳者設置事業は平成24年10月から常時設置し実施しています。

7 日常生活用具給付等事業

(1) 事業実施に関する考え方

重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することによって日常生活を支援します。

具体的な種目	種目の内容
介護・訓練支援用具	障害者等の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障害者等の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障害者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障害者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具等の障害者等の排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	手すりの取付け、床段差の解消等、障害者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

(2) 実施見込み量の算定方法

平成25年度の実績と26年度の利用状況を考慮して給付件数を見込みました。

第4章 地域生活支援事業

(単位：件)

具体的な種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	3	3	3
自立生活支援用具	6	6	6
在宅療養等支援用具	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	15	15	15
排泄管理支援用具	1,349	1,430	1,516
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	2	2

(3) 見込み量を確保するための方策

各用具の給付見込み量に対応できる業者の確保と各種用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを行うなど事業の拡充に努めます。

8 手話奉仕員養成研修事業

(1) 事業実施に関する考え方

聴覚障害者の自立した日常生活又は社会生活の推進するため、聴覚障害者の日常会話となる手話についての養成講座・研修を引き続き行い手話奉仕員の確保に努めます。

(2) 実施見込み量の算定方法

近年の実績により以下のとおり見込みました。

(単位：人)

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	5	5	5

(3) 見込み量を確保するための方策

手話奉仕員通訳者の必要性を周知していくとともに手話奉仕員養成研修事業への参加を推進します。

9 移動支援事業

(1) 事業実施に関する考え方

地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障害者について、余暇活動や社会活動への参加等外出のための支援を行います。

(2) 実施見込み量の算定方法

平成25年度の実績と26年度の利用状況を考慮して、今後の利用件数を見込みました。

単位：上段（件数）、下段（時間）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援	3,601	3,960	4,356
	9,653	10,618	11,680

(3) 見込み量を確保するための方策

現在、個別支援型の事業所が市内に5ヶ所・市外に12ヶ所あり、現状では、見込み量に対して提供事業者の確保はできています。

今後は、グループ支援型、車両移送型についても検討していきます。

10 地域活動支援センター事業

(1) 事業実施に関する考え方

障害者の地域生活支援の推進を図ることを目的に、障害者に対する創作的活動や生産活動の場や地域社会との交流促進の機会の提供などを行います。

(2) 実施見込み量の算定方法

これまでの利用者数を基礎とし、利用者数の伸び率や今後のニーズ等を踏まえて見込みました。

単位：上段（箇所）・下段（人）

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター （市内）	1	1	1
	30	30	30

第4章 地域生活支援事業

単位：上段（箇所）・下段（人）

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター （市外：前橋市、高崎市、伊勢 崎市、安中市、吉岡町）	5	5	5
	10	10	10

（3）見込み量を確保するための方策

障害者の地域生活を支援するため、今後は障害種別や利用者のニーズに対応した活動の充実を図ります。

また、他市町村と連携し柔軟に対応できるよう取り組んでいきます。

1.1 その他事業

（1）事業実施に関する考え方

障害者の地域生活を支援するために必要なサービスを実施していきます。

事業名	事業の内容
福祉ホーム事業	居住の場を求めている方に、低額な料金で居室やその他の設備を提供します。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な方に、移動入浴車での訪問により入浴サービスを提供します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業等を利用して いる方に更生訓練費を支給します。
知的障害者職親委託事業	知的障害のある方を一定期間、事業経営者等（職親） に預け、生活指導および技能訓練を行います。
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護することがで きない時、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等 の支援を行います。
自動車改造費助成事業	肢体不自由者の運転する自動車のアクセル、ブレーキ 等の改造費の一部を助成します。

（2）実施見込み量の算定方法

これまでの利用実績や給付実績を考慮して利用者を見込みました。

単位：人

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉ホーム事業	2	3	3

第4章 地域生活支援事業

単位：人

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	1	1	1
更生訓練費給付事業	1	1	1
知的障害者職親委託事業	1	1	1
日中一時支援事業	70	77	85
自動車改造費助成事業	1	1	1

(3) 見込み量を確保するための方策

サービスを必要とする方が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談・対応に努めます。

また、各事業の見込み量に対応できるサービス提供事業者の確保と事業の利用促進に向けた周知・啓発に努めます。

第5章 計画の推進

1 計画推進のために

(1) 障害者の参加

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や障害福祉サービスの提供方法などについて、積極的な意見交換の場を設け、障害者やその家族、関係団体の意見や要望の把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障害者が地域での様々な交流事業や社会的活動を通じ、地域住民の誰もが障害についての正しい理解を深めてもらい、地域全体で障害者を支援・協力していく環境づくりを目指します。

(3) 推進体制の整備

障害者の地域移行や就労支援を進めるためには、公的サービスに加え、障害者を地域全体で支えることが必要です。

このために、藤岡市障害者自立支援協議会等の地域のネットワークを活用し、障害者団体、福祉サービス事業者、教育、保健・医療及び就労支援機関等の参加により、協働して施策を推進します。

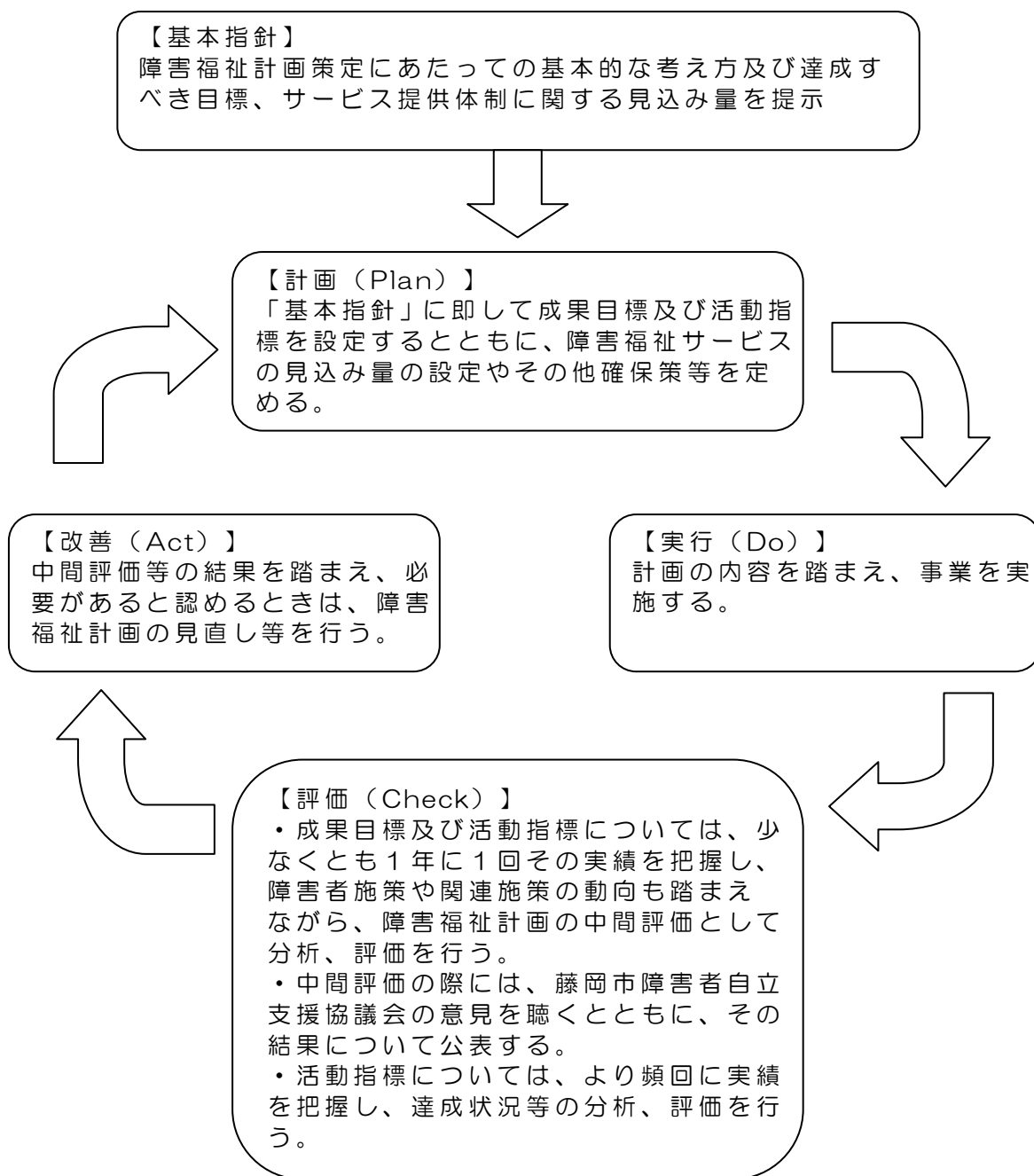
(4) 計画の点検と評価

計画の推進にあたっては、社会経済環境の変化や国の障害者施策の動向を踏まえ、必要に応じて弾力的運用に努めるとともに、その進捗状況について点検と評価を行い、必要があると認められるときは、本計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずるものとします。

(障害福祉計画における PDCA サイクルのプロセスイメージ)

「PDCA サイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに活用されているマネジメント手法で「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです

第5章 計画の推進



藤岡市障害福祉計画

平成27年3月

発行 藤岡市 健康福祉部 福祉課

〒375-8601

群馬県藤岡市中栗須 327 番地

電 話 0274-22-1211 (内線 2283)

F A X 0274-22-5592

Eメール hukushi2@city.fujioka.gunma.jp
